

## 島根県循環器病対策推進計画について

### 1 計画策定の趣旨

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成 30 年法律第 105 号、以下「循環器病対策基本法」という。)において、循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況等を踏まえ、地域の実情に応じた循環器病対策を推進するため、本計画を策定する。

### 2 計画の位置づけ

循環器病対策基本法第 11 条第 1 項に基づき県計画として策定  
島根県保健医療計画の中間見直しにあわせて策定し、整合性を図る

### 3 計画策定の体制

循環器病対策基本法第 21 条第 1 項に基づき、島根県循環器病対策推進協議会を設置

### 4 計画の期間

令和 3 年 10 月～令和 9 年 3 月

### 5 計画の評価

令和 5 年度に保健医療計画の改定にあわせて中間見直し、令和 8 年度に評価

### 6 計画案に対する意見照会

パブリックコメント

- ① 実施期間 令和 3 年 8 月 4 日から令和 3 年 9 月 3 日まで
- ② 実施方法 県ホームページ、県政情報センター等での閲覧  
ファックス又はメールによる回答

### 7 意見への対応

4 件の意見が提出され、これに対し別紙のとおり対応し、別添「島根県循環器病対策推進計画」として決定する。

### 8 今後のスケジュール

10 月策定、公表する。

## 島根県循環器病対策推進計画(案)についての意見とその対応

(パブリックコメント期間 R3.8.4～R3.9.3)

意見概要	意見に対する考え方・対応
<p>【たばこ対策】</p> <p>健康寿命の延伸、循環器病の減少には、タバコ対策（禁煙推進、受動喫煙の害ゼロ）を重点目標の1つに据えることがとても重要である。</p> <p>1、公共の場の禁煙の徹底 2、喫煙者の禁煙を促す施策 3、コロナ禍での循環器病対策の推進</p>	<p>【計画案に盛り込み済】</p> <p>1, 2</p> <p>循環器病の一次予防である喫煙対策については、「健康長寿しまね推進計画（島根県健康増進計画）第二次」及び「島根県がん対策推進計画（第3期）」、「第4次島根県たばこ対策指針」により推進していくこととし、引き続き同計画とも連携を図りながら取り組みを進めていきます。</p> <p>たばこ対策の柱に「禁煙サポート」を掲げており、禁煙を希望する県民が、身近なところで相談がうけられるサポート体制の強化や禁煙治療に関する積極的な情報提供を行っています。</p> <p>3,</p> <p>第5章2, 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策に記載していますので、ここに含まれます。</p>
<p>第2章 循環器病の特徴と県の現状（P3 2行）</p> <p>年齢層は高い。他方で、<u>先天性心疾患をはじめ、</u>いずれの世代～</p> <p style="text-align: center;">下線部の追加</p>	<p>【計画案に盛り込み済】</p> <p>P22(10)小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への支援 の項目を設け、個別の施策の中で対策について記載しています。</p>
<p>第4章 個別施策（10）小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策</p> <p>P22 24行、27行 「未熟児」を「早産児」「低体重児」に変える</p>	<p>【下記のとおり修正します】</p> <p>「未熟児」を「早産児」「低出生体重児」に修正します。</p>
<p>第4章 個別施策（10）小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策</p> <p>P23 （施策の方向性）⑦</p> <p>「<u>移行期医療センターの整備</u>」と小児科、成人期の ～</p> <p style="text-align: center;">下線部の追加</p>	<p>【計画案に盛り込み済】</p> <p>本計画案では小児科、成人期の診療科、地域連携部門との連携が重要と考えており、島根の状況を踏まえながら医療的ケア児等が安心して医療を継続的に受けられるよう、検討していくこととして記載しております。</p>